

毎週火、金曜発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇告示 土地改良区の役員の変更及び就任
保安林の指定の解除

ひな白痢検査の実施
牛の流行性感冒予防注射の実施

◇正誤 昭和三十七年六月二十六日付鳥取県告示第三百六十号中訂正

告示

鳥取県告示第三百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から、次のように役員が退任及び就任した旨の届出があつたので、同条第十項の規定により告示する。

昭和三十七年七月十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

桜谷土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 大門 健蔵 鳥取市桜谷一三六

◇ 今井 岩蔵 ◇ 一四

◇ 小林 嘉文 ◇ 一三一

◇ 田中 早苗 ◇ 八九

◇ 小林 幸一 ◇ 一一七ノ第一

◇ 坂口 武弘 ◇ 東大路一三七

◇ 秋口 万吉 ◇ 一二九

◇ 大橋 平一 岩美郡津ノ井村杉崎三七八

◇ 小林 明 ◇ 三五三

◇ 棟尾 勝末 ◇ 生山一七九

◇ 監事 谷口 源作 鳥取市東大路一四六

◇ 桜井 保教 ◇ 桜谷一一五

就任した役員の名及び住所

理事 大門 健蔵 鳥取市桜谷一三六

昭和三十七年六月七日総代会において選挙の結果当選
同六月十三日就任 任期二年

鳥取県告示第三百八十五号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十七年七月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 東伯郡赤碓町大字八幡字山ノ下一八四(次の図に示す部分に限る。)一九〇ノ二、一九一ノ二、一九二、一九三、(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)一九四ノ二大字笠津字東浜一四六ノ三所在の森林

指定の目的 潮害の防備
解除の理由 道路敷地とするため
申請者 赤碓町長

二 東伯郡赤碓町大字赤碓字花見一九三ノ三(次の図

北条川土地改良区
退任した役員の氏名及び住所
監事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲三二六
就任した役員の氏名及び住所
監事 谷本 正和 東伯郡北条町大字曲三二六

- 〃 今井 岩藏 〃 一四
 - 〃 小林 嘉文 〃 一三一
 - 〃 田中 早苗 〃 八九
 - 〃 小林 幸一 〃 一二七ノ第一
 - 〃 坂口 武弘 〃 東大路一三七
 - 〃 秋口 万吉 〃 一二九
 - 〃 大橋 平一 岩美郡津ノ井村杉崎三七八
 - 〃 小林 明 〃 三五三
 - 〃 武田 勝義 〃 余戸二〇
 - 監事 谷口 源作 鳥取市東大路一四六
 - 〃 桜井 保教 〃 桜谷一一五
- 昭和三十七年四月十日通常総会において選挙の結果当選、昭和三十三年四月十七日就任 任期二年

に示す部分に限る。)所在の森林
指定の目的 魚つき
解除の理由 道路敷地とするため
申請者 赤碓町長
(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百八十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十七年七月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡羽合町大字上橋津字根滝七五二ノ一所在の森林
指定の目的 風害の防備
解除の理由 指定理由の消滅
申請者 羽合町長

鳥取県告示第三百八十七号
家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつてひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年七月十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 ひな白痢予防のため
 - 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
 - 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 鶏。種鶏及び同一構内で飼育する鶏
 - 四 実施の期日 別表のとおり
 - 五 注射、検査及び駆除の方法
ひな白痢急速診断法
- 別紙 ひな白痢検査
実施期日 実 施 区 域 実施場所
六月 十六日 鳥取市下味野 中島 種鶏場
池沢

十七日	細見	中本
十八日	山本	小倉
	沢根	椿
	松本	田中
	福田	北脇
二十日	湖山町砂丘開拓	大久保
	福岡	森本
二十一日	宮長	岡本
二十三日	島	白井
	岩美郡国府町宮下	岡本
二十四日	鳥取市島	岡本
	岩美郡岩美町新井	榎本
二十五日		

二十六日	鳥取市湖山	大谷
	岩美郡国府町岡益	山陰
二十七日	鳥取市湖山	林田
	賀露	白間
	宮長	経済連
	岩美郡福部村高江	森本
三十日	鳥取市松原	宮部
	長柄	安田
	宮長	藤岡
三十一日	宮長	安田忠
	三軒屋	安田健
八月一日	古郡家	佐々木
	古海	西川
二日	古海	雨河
	江津	細川
		石原

鳥取県告示第三百八十八号
 家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の流行性感冒予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に対して注射を受けることを命ずる。

昭和三十七年七月十日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 牛の流行性感冒予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 牛。ただし、生後三月以内及び分べん前後一月以内のものを除く。
- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 注射、検査及び駆除の方法
 皮下注射

一 実施の期日	八頭郡智頭町智頭区	実施場所
七月十六日	佐治村	智頭市場
	郡家町上私都区	加瀬木
	智頭町山形区	麻生
十七日	河原町西郷区	郷原
	郡家町中私都区	神戸
		下津黒

00663

昭和三十七年年月二十六日付け鳥取県告示第三百六十号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

正 誤

3 頁 段 行

昭和三十一年

昭和三十七年

二十八日

用瀬町大村区
船岡町船岡区
八東町八東区
用瀬町社区

鷹狩
家畜市場
才代
安蔵

00662

十八日
十九日
二十日
二十一日
二十二日
二十四日
二十七日

七月二十五日
智頭町富沢区
河原町河原区
郡家町下私都区
智頭町土師区
河原町散岐区
郡家町郡家区
智頭町那岐区
河原町国英区
郡家町国中区
智頭町山郷区
郡家町大御門区
船岡町大伊区
若桜町若桜区
八東町安部区
若桜町池田区
船岡町隼区
河原町八上区
八東町丹比区

坂原
河原
大坪
土垣
佐貫
早瀬
山手
万代寺
中原
市谷
橋本
家畜市場
日下部
中原
畜産センター
曳田
北山